

1.1 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」第25条に基づき、区市町村が定める計画です。

バリアフリー法では、「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」の基本理念が示され、高齢者、障害者等の移動や施設利用における利便性と安全性の向上を目指して、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化を促進することとしています。

具体的には、新設・改修される旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物に対する移動等円滑化基準への適合義務や、既存施設に対する移動等円滑化基準への適合努力義務、バリアフリー基本構想制度を活用した地域におけるバリアフリー化の推進などについて定められています。

※「高齢者、障害者等」とは、バリアフリー法の解説では、高齢者、障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、妊産婦、けが人などのこととされていますが、ベビーカー利用者、こども連れの人、外国人も移動や施設の利用に制約があることから、文京区バリアフリー基本構想では、対象者に含めて検討を行いました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙字**は旧基本構想の策定後に施行された内容です。

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

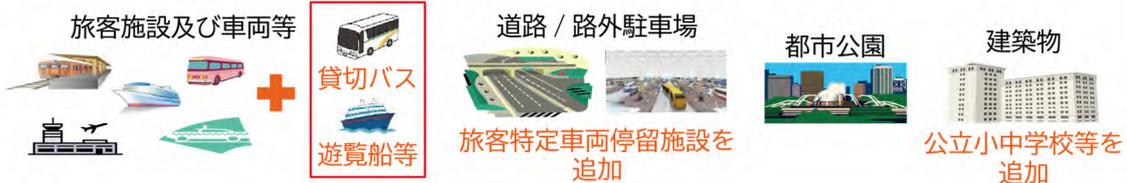
- 移動等円滑化の意義及び目標
 - 施設設置管理者が講ずべき措置
 - 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
 - その他移動等の円滑化の促進に関する事項
 - バリアフリー基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
○情報提供に関する事項

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・**旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）**
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）**

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**やバリアフリー基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「**心のバリアフリー**」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**

6. 当事者による評価

- ・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

（国土交通省資料から作成）

図 1 バリアフリー法の概要

バリアフリー基本構想制度は、高齢者、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

バリアフリー基本構想では、表 1 に示す内容を明示することが定められています。本区ではこれに基づき、平成 27 年度に「文京区バリアフリー基本構想」（以下、旧基本構想）を策定しました。

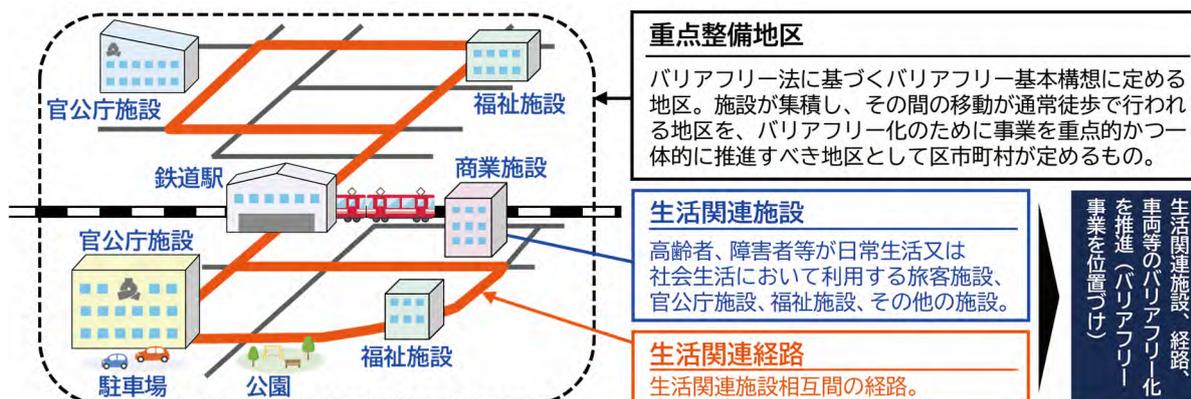


図 2 バリアフリー基本構想制度のイメージ

表 1 バリアフリー基本構想で定める事項

項目	内容
①重点整備地区における移動等円滑化の基本方針	バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など
②重点整備地区の位置・区域	重点整備地区の範囲や境界設定の考え方など
③生活関連施設・生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の選定や施設の整備方針など
④実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全・教育啓発特定事業、その他事業
⑤その他の事項	ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等）、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等についてなど

1.2 背景と目的

平成 27 年度に策定した旧基本構想では、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、10 年後の令和 7 年度を目標年次として取組を進めてまいりました。

区全体に共通するバリアフリー課題や、地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す 5 地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（図 3）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

平成 28 年度及び平成 29 年度には、取組を具体化するため、バリアフリー化のために実施する事業（特定事業）を重点整備地区別にとりまとめた重点整備地区別計画（以下、地区別計画）を策定し、事業を実施してきました。

その後、継続的に事業の進捗を確認するとともに、目標年次である令和 7 年度には旧基本構想の評価を行い、さらなるバリアフリー化の促進に向けて、バリアフリー基本構想を改定しました。

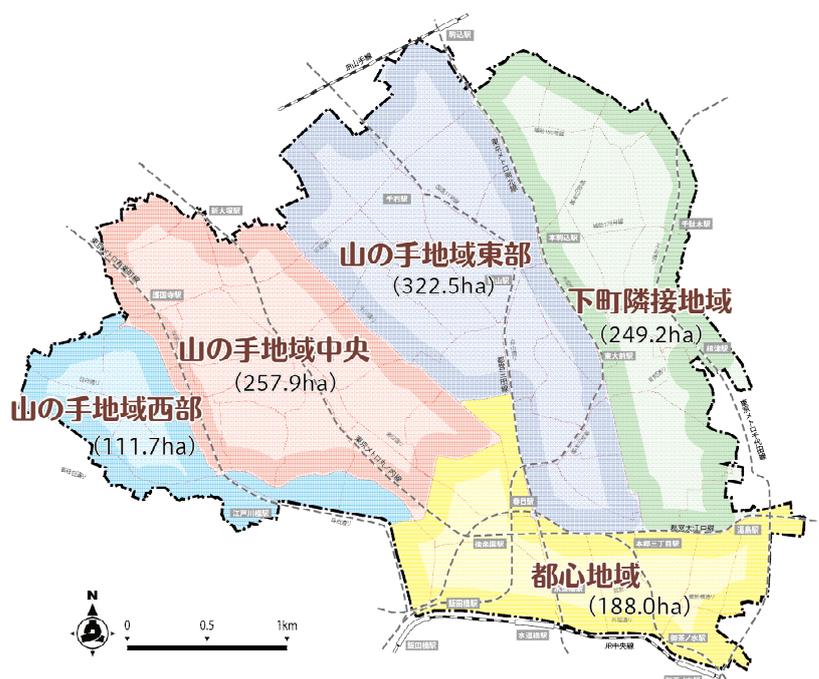


図 3 重点整備地区（5 地区）

表 2 検討経緯

時期	内容
平成 18 年 12 月	○バリアフリー法の施行
平成 28 年 3 月	○文京区バリアフリー基本構想の策定
平成 29 年 3 月	○文京区バリアフリー基本構想 重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】の策定
平成 30 年 3 月	○文京区バリアフリー基本構想 重点整備地区別計画【山の手地域（東部・中央・西部）】の策定
平成 30 年度～令和 7 年度	○事業の進捗状況の確認・公表（毎年度） ○バリアフリー法の改正（平成 30 年 11 月から順次施行） ○文京区バリアフリー基本構想 中間評価の実施（令和 2～4 年度）
令和 7 年度	○文京区バリアフリー基本構想 最終評価の実施・改定

1.3 区の概況

1.3.1 立地と面積、地形

本区は、東京都の区部（23区）の中心地近くに位置し、千代田区、新宿区、豊島区、北区、荒川区、台東区の6つの区と接しています。地下鉄駅が区内に高密度に配置されていることから、東京駅、池袋駅、新宿駅等のターミナル駅へのアクセスが良好な点が特徴となっています。

面積は11.29 km²で、東京23区の1.8%を占めています。

地形については、本区は武蔵野台地の東端部に位置し、台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形が特徴です。台地の尾根筋と谷には主要な道路が配置され、その沿道は、商業・業務施設とマンション等の立地が多くなっています。台地上にあるかつての大名屋敷跡地は、大学のキャンパスや大規模緑地として利用されているほか、良好な低層住宅地となっています。また、その他の台地上及び斜面地は、おおむね低層住宅が中心となった土地利用となっていますが、中には住環境・防災面で課題を有する地域がみられます。一方、低地部においては中小の工場の集積がみられ、台地上の住宅地と比較すると密集した市街地となっています。

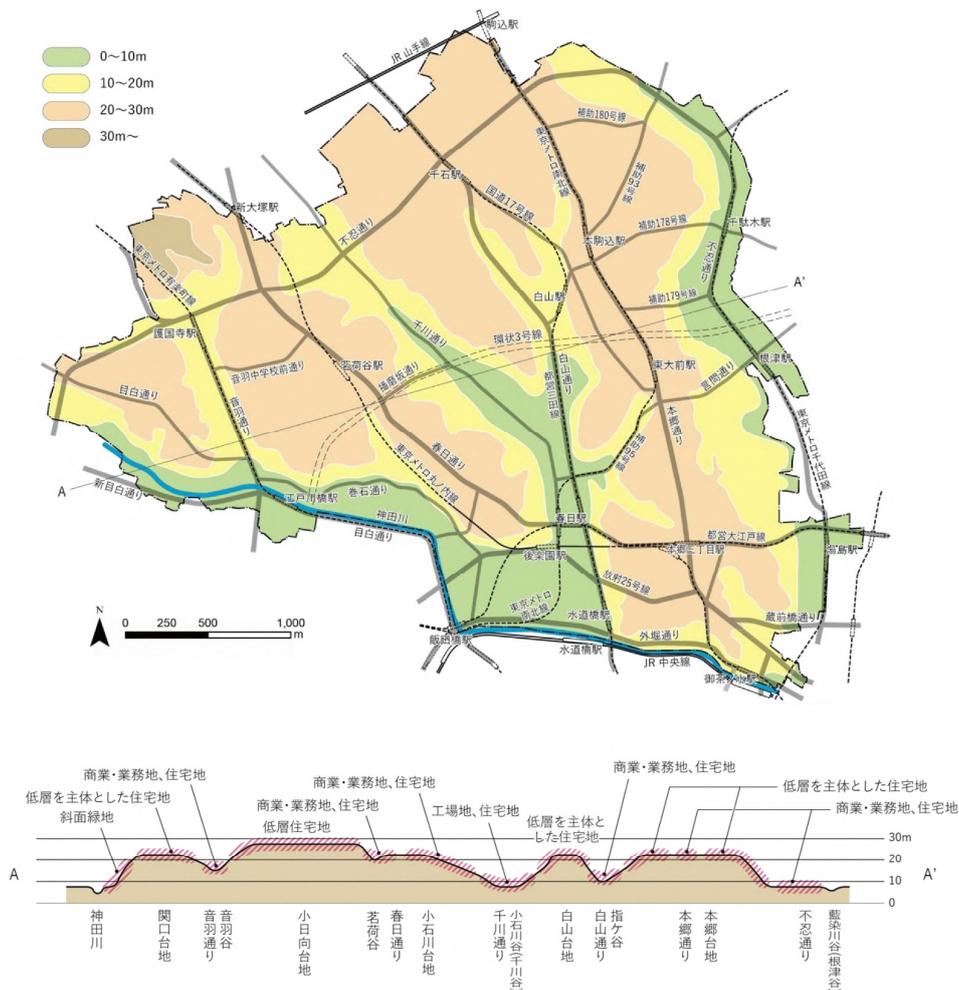
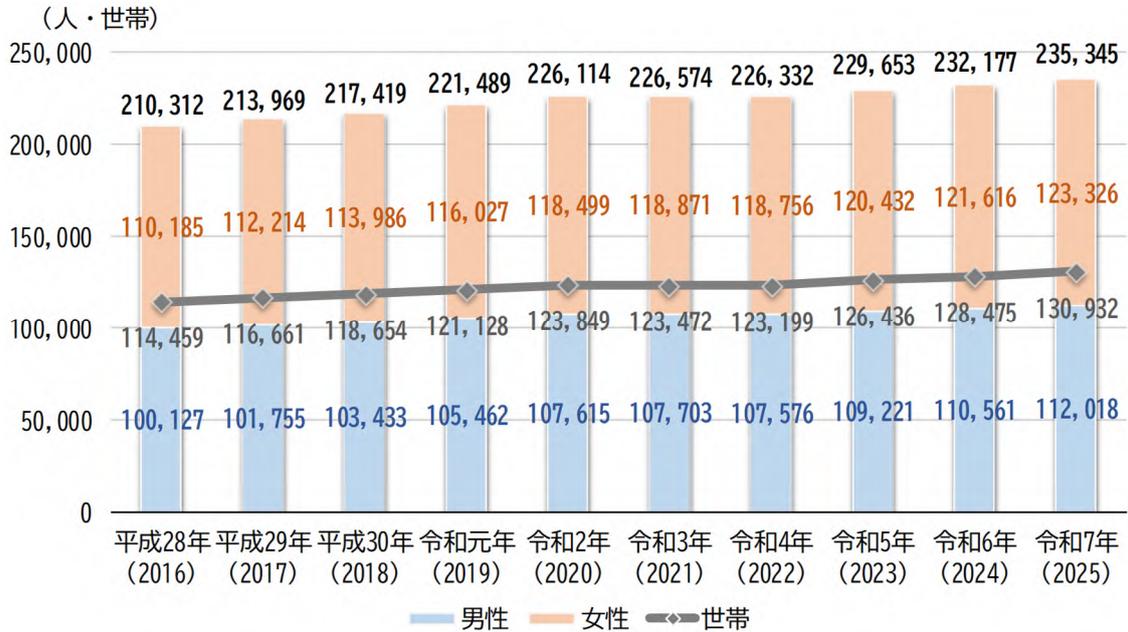


図4 文京区の地形（文京区都市マスタープラン2024より）

1.3.2 人口等

(1) 人口・世帯数

人口及び世帯数は、令和7年では総人口235,345人(男性112,018人、女性123,326人)、世帯数は130,932世帯となっており、どちらも増加傾向にあります。



※ 人口総数は、その他を含むため、男女の計と一致しない場合がある。

図5 人口・世帯数の推移(住民基本台帳より各年1月1日現在)

(2) 将来人口推計

将来人口は、令和20年にかけて増加して258,907人となり、その後減少に転じると予測されます。

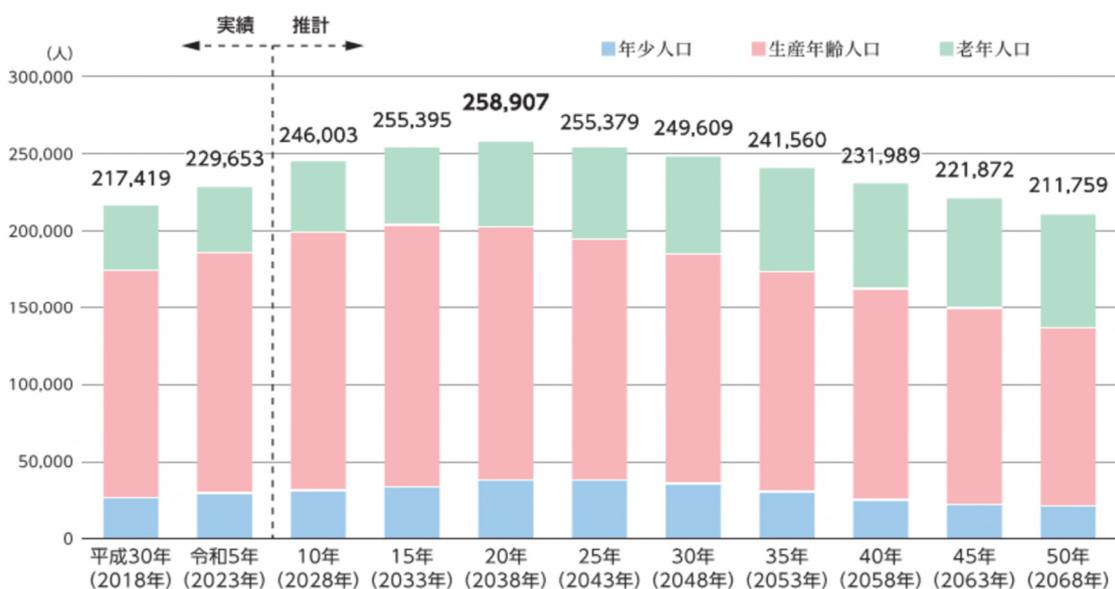


図6 区独自推計による将来人口推計(出典:「文の京」総合戦略)

(3) 高齢者数

高齢者数は、令和7年では43,785人となっており、増加傾向にあります。高年齢化率は令和4年以降、減少傾向にあります。

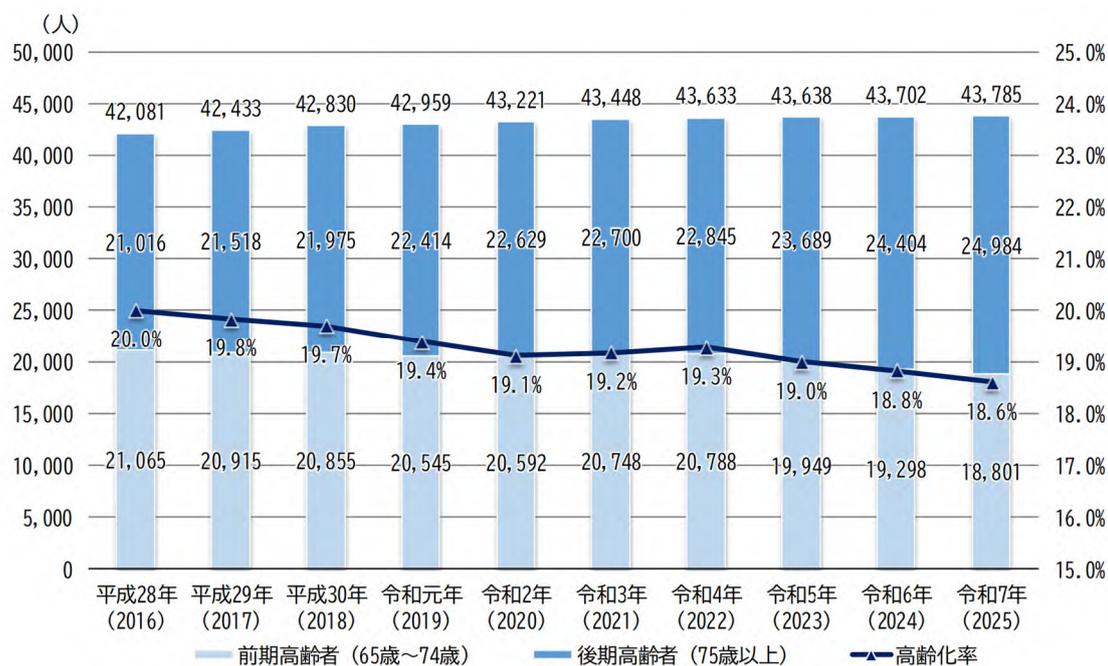


図7 高齢者数の推移（住民基本台帳より各年1月1日現在）

(4) 年少人口

年少人口は、令和7年では29,652人となっており、増加傾向にあります。年少人口比率は令和4年以降、減少傾向にあります。

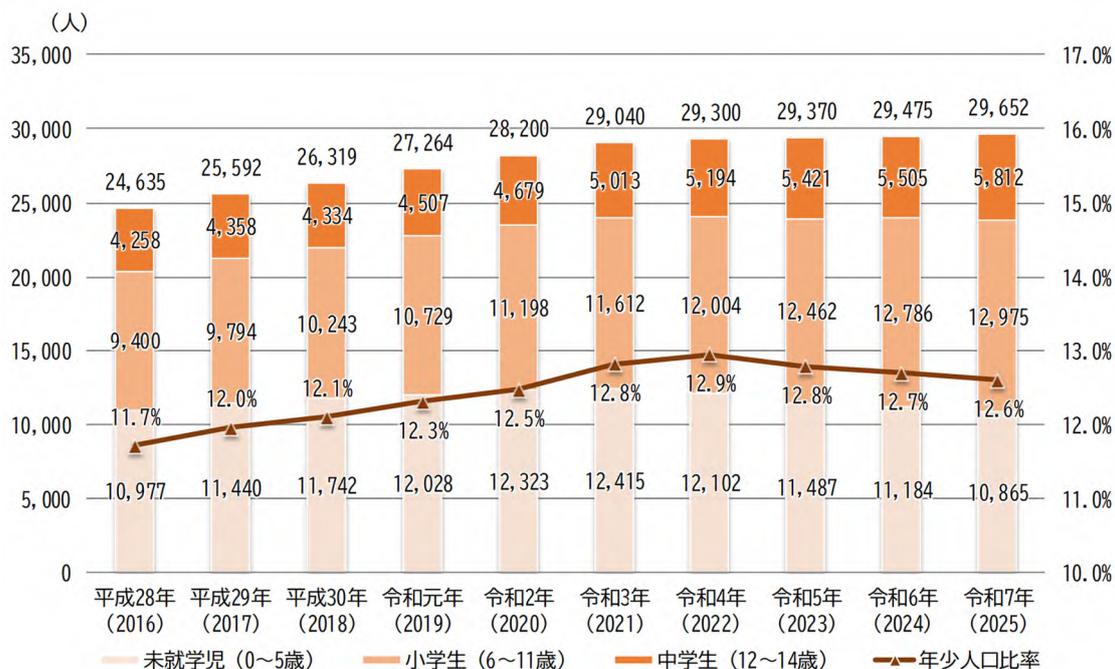


図8 年少人口の推移（住民基本台帳より各年1月1日現在）

(5) 外国人

外国人住民人口は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられる令和3年から令和4年を除き、増加傾向にあります。特に、令和5年以降に外国人住民人口が急増しており、令和7年には15,923人となっています。

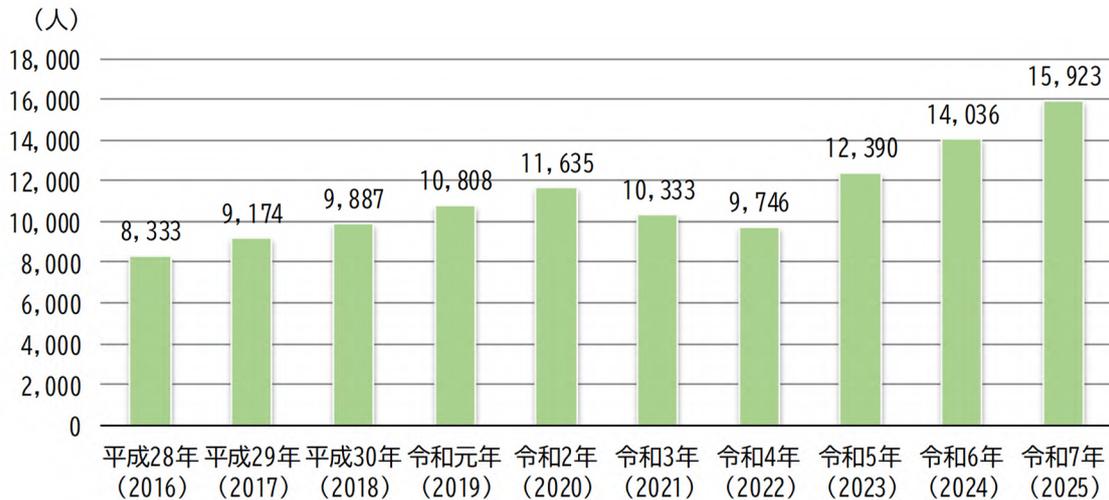


図9 外国人住民人口の推移（住民基本台帳より各年1月1日現在）

(6) 障害者

身体障害者手帳所持者数は、令和6年では4,270人となっており、減少傾向にあります。愛の手帳所持者数は、令和6年では1,039人となっており、増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年では2,384人となっており、増加傾向にあります。

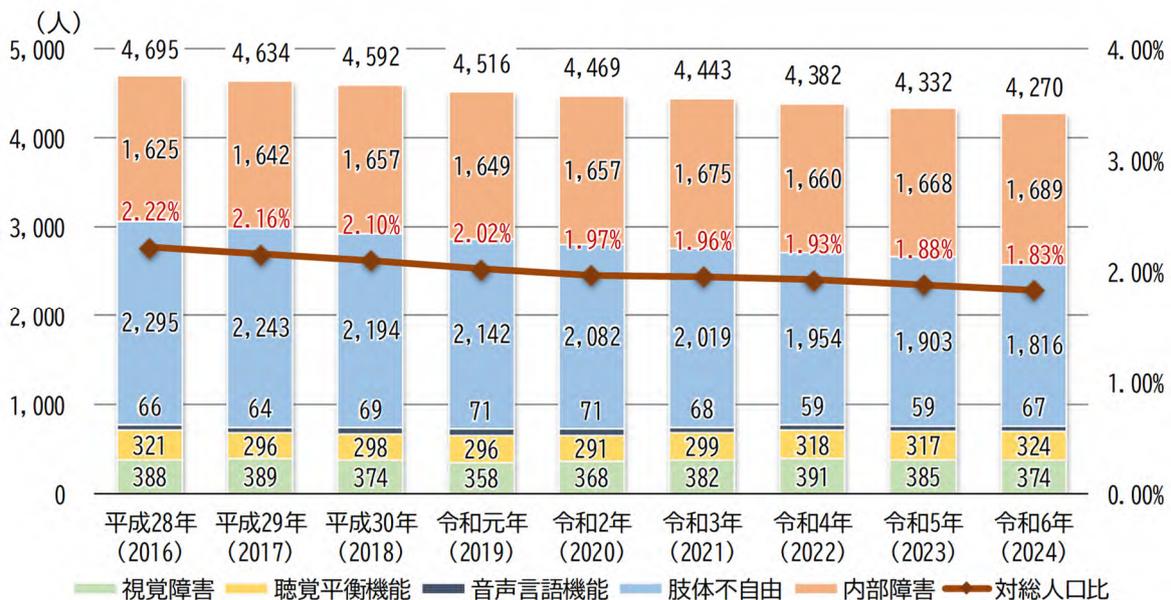


図10 身体障害者手帳所持者数（文京の統計 各年6月1日現在）

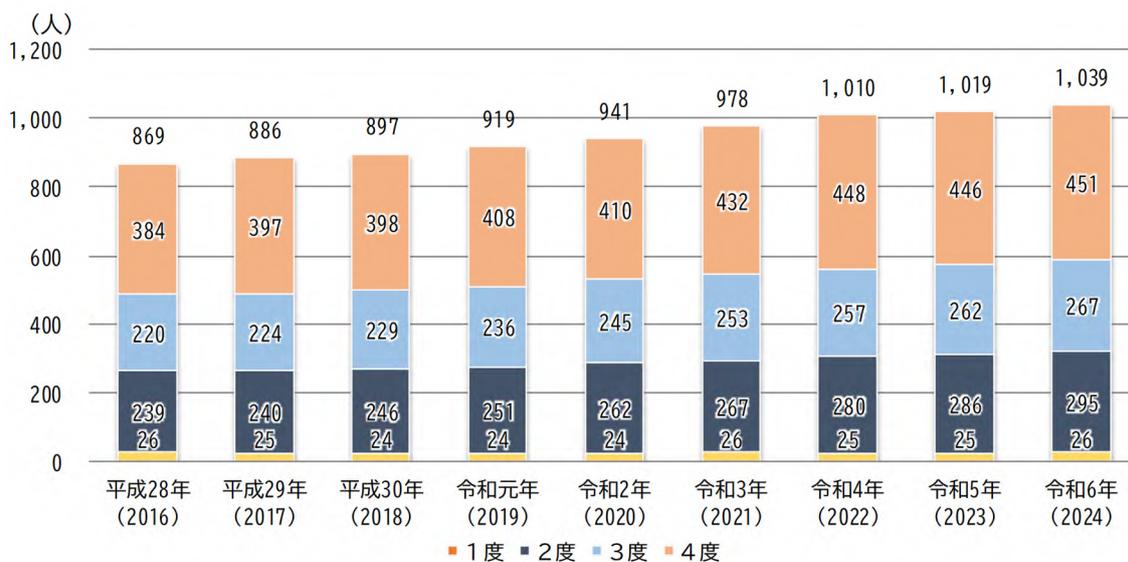


図 11 愛の手帳所持者数（文京の統計 各年6月1日現在）

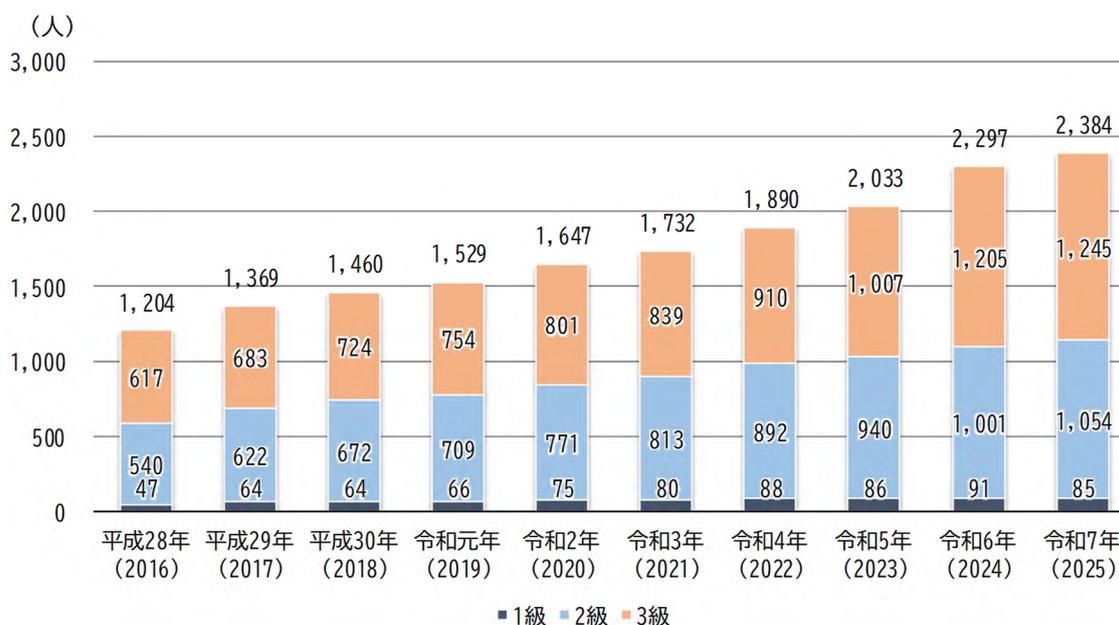


図 12 精神障害者保健福祉手帳所持者数
（ぶんきょうの保健衛生（事業概要） 各年3月31日現在）

1.3.3 交通施設

(1) 鉄道

区内には、東京地下鉄株式会社が運営する東京メトロ丸ノ内線、南北線、有楽町線、千代田線と、東京都交通局が運営する都営地下鉄三田線、大江戸線の駅が立地しています。

区内のすべての鉄道駅は、1日あたりの乗降客数が5,000人を超える特定旅客施設に該当します。

いずれの駅も基本的なバリアフリー整備は進んでいますが、東京メトロ南北線他、一部の駅では、障害者対応券売機の整備やホームと車両間の段差・隙間の解消が未完了の状況です。

表3 文京区の各駅乗降人員及びバリアフリー整備状況

鉄道事業者	路線	駅	乗降客数 (人/日) ※1	バリアフリー整備状況			
				主要設備 ※2	障害者対応 券売機※3	拡幅 改札口※3	ホーム・ 車両間※4
東京メトロ	丸ノ内線	新大塚	25,769	○	○	○	○
		茗荷谷	78,606	○	×	○	○
		後楽園	104,894	○	○	○	○
		本郷三丁目	51,198	○	○	○	×
		御茶ノ水	54,548	○	○	○	×
	南北線	本駒込	21,070	○	×	○	×
		東大前	27,311	○	×	○	×
		後楽園	104,894	○	○	○	×
	有楽町線	護国寺	40,640	○	○	○	×
		江戸川橋	49,844	○	×	○	×
	千代田線	千駄木	28,507	○	○	○	○
根津		27,937	○	○	○	○	
湯島		37,913	○	×	○	○	
都営地下鉄	三田線	千石	25,604	○	○	○	○
		白山	35,468	○	○	○	×
		春日	43,117	○	○	○	○
		水道橋	52,143	○	○	○	○
	大江戸線	本郷三丁目	39,235	○	○	○	×
		春日	70,696	○	○	○	○
		飯田橋	67,235	○	○	○	○

※1：東京メトロホームページ『各駅の乗降人員ランキング(2024年度)』、都営地下鉄ホームページ『各駅乗降人員(2023年度)』参照

※2：東京メトロホームページ『路線・駅の情報』『ホームドア未整備駅一覧』、都営地下鉄ホームページ『各駅情報』『ホームドアの整備について』参照

※3：東京メトロ『令和6年度 移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)』、都営地下鉄『令和5年度 移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)』参照

※4：東京メトロホームページ『ホームと車両床面の段差・隙間縮小の整備状況』、都営地下鉄ホームページ『バリアフリー情報 ホームと車両の段差・隙間対策』参照。各番線において目安値(段差3cm以下(乗車率100~150%程度)、隙間7cm以下)を満たす乗降口が1以上ある場合を○印で表示。

(2) バス

区内には、都営バスとコミュニティバス「Bーぐる」が運行しています。都営バスは、16路線が運行しており、主要幹線道路や生活幹線道路を中心に路線やバス停留所が設置されています。一方、Bーぐるは、公共交通不便地域と最寄の鉄道駅を接続し、交通利便性の向上を図ることを目的に、千駄木・駒込ルート、目白台・小日向ルート、本郷・湯島ルートの3路線が設けられており、いずれも平日は20分間隔、土日祝日は30分間隔で運行しています。

(3) タクシー

東京都内では、令和6年3月末現在、29,938台のタクシーのうち、19,530台のユニバーサルデザインタクシーを導入しています。

(4) 道路

文京区都市マスタープランでは、区内の道路を主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路及び生活道路の4種類に区分し、沿道の土地利用や周辺地域の特性を踏まえながら、各道路が担う役割を明確にしています。また、主要幹線道路や生活幹線道路の整備、細街路拡幅整備、コミュニティ道路整備等に取り組むことにより、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、こども、高齢者、障害者などだれもが安全で快適に歩くことのできる連続性のある歩行空間の整備を進めることとしています。



図 13 道路・交通ネットワーク方針図 (出典：文京区都市マスタープラン 2024)